News Release



平成 28 年 6 月 15 日

事業者から顧客への不動産業者の情報提供等に係る 宅地建物取引業法の取扱いが明確になりました ~産業競争力強化法の「グレーゾーン解消制度」の活用~

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」について、経済産業省所管の 事業分野の企業からの照会に対して、回答を行いました。

1.「グレーゾーン解消制度」の活用結果

今般、事業者より、顧客に不動産業者の会社情報を提供し、顧客と不動産業者が希望する場合には両者の面談に同席し、売買契約が成立した場合に不動産業者から顧客情報提供の手数料を収受する行為が、宅地建物取引業法第二条第二号に規定する「宅地建物取引業」に該当するか否か照会がありました。

経済産業省と国土交通省が検討を行った結果、照会のあった事業においては、物件の説明、契約成立に向けた取引条件の交渉・調整等の行為は、顧客と不動産業者との間で直接行い、事業者は一切関与しないとされており、「宅地建物取引業」には該当しない旨の回答を行いました。

これにより、一層の企業経済活動の拡大に繋がると期待されます。

2.「グレーゾーン解消制度」の概要

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」は、事業に対する規制の適用の有無を、事業者が照会することができる制度です。

事業者が新事業活動を行うに先立ち、あらかじめ規制の適用の有無について、政府に照会し、事業所管大臣から規制所管大臣への確認を経て、規制の適用の有無について、回答するものです(本件の場合、事業所管大臣は経済産業大臣、規制所管大臣は国土交通大臣となります)。

(本発表資料のお問い合わせ先)

商務情報政策局サービス政策課サービス産業室長 落合

担当者:中村、金子

電 話:03-3501-1511(内線 4021)

03-3580-3922(直通)

03-3501-6613(FAX)